

議 案 第 27 号

摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年2月19日提出

摂津市長 森 山 一 正

提案理由

介護保険の保険料率の改定を行うとともに、介護保険法施行令の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市介護保険条例の一部を改正する条例

摂津市介護保険条例（平成12年摂津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「34,740円」を「37,680円」に改め、同項第2号中「48,636円」を「52,752円」に改め、同項第3号中「52,110円」を「56,520円」に改め、同項第4号中「62,532円」を「67,824円」に改め、同項第5号中「69,480円」を「75,360円」に改め、同項第6号中「83,376円」を「90,432円」に改め、同号ア中「地方税法」を「合計所得金額（地方税法）」に、「（租税特別措置法）」を「をいい、租税特別措置法」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0」を加え、「合計所得金額」というを「同じ」に改め、同項第7号中「90,324円」を「97,968円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「97,272円」を「105,504円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「104,220円」を「113,040円」に改め、同項第10号中「121,590円」を「131,880円」に改め、同項第11号中「128,538円」を「139,416円」に改め、同項第12号中「138,960円」を「150,720円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「20,844円」を「22,608円」に改め、同条第

3 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「31, 266 円」を「33, 912 円」に改め、同条第 4 項中「令和 2 年度」を「令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度」に、「48, 636 円」を「52, 752 円」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

(令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料率の算定の特例)

第 13 条 第 1 号被保険者のうち、令和 2 年の合計所得金額に所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得又は同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和 3 年度における保険料率の算定についての第 4 条第 1 項（第 6 号ア、第 7 号ア、第 8 号ア、第 9 号ア、第 10 号ア及び第 11 号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 6 号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得及び同法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額及び同法第 35 条第 2 項第 1 号の規定によって計算した金額の合計額から 10 万円を控除して得た額（当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和 4 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 3 年」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定は、令和 5 年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和 2 年」とあるのは、「令和 4 年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の摂津市介護保険条例第 4 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。